

理由

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、危機関連保証に係る保険料率を定める等中小企業信用保険法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。